

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年3月 11 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500384号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500028号

## 第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤並びに請求期間⑦から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤並びに請求期間⑦から⑩までの賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成18年12月  
④ 平成19年7月  
⑤ 平成19年12月  
⑥ 平成20年7月  
⑦ 平成20年12月

- ⑧ 平成 21 年 7 月
- ⑨ 平成 21 年 12 月
- ⑩ 平成 22 年 7 月
- ⑪ 平成 22 年 12 月

請求期間①から⑪までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑪までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑤まで及び請求期間⑦から⑪までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）及び預金通帳（写）並びに事業主から提出された賞与一覧表（個人別）（写）（請求期間⑦を除く。）及び事業主の回答により、請求者は当該期間において、A社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑤まで及び請求期間⑦から⑪までの賞与支払年月日については、上記の預金通帳（写）において確認できる振込日及び事業主の回答から、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤まで及び請求期間⑦から⑪までの標準賞与額については、上記の賞与明細書（写）及び預金通帳（写）、賞与一覧表（個人別）（写）（請求期間⑦を除く。）により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

請求期間⑥について、請求者から提出された預金通帳（写）、複数の同僚から提出された賞与明細書（写）及び事業主の回答から判断すると、請求者は当該期間において、A社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑥の賞与支払年月日については、上記の預金通帳（写）において確認できる振込日及び事業主の回答から、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、請求期間⑥の標準賞与額については、上記の厚生年金特例法に基づく認定方法により、預金通帳（写）及び同僚の賞与明細書（写）において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までの賞与について、請求者の健康保険厚

生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①、②及び⑤並びに請求期間⑦から⑩までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）及び預金通帳（写）並びに事業主から提出された賞与一覧表（個人別）（写）（請求期間⑦を除く。）及び事業主の回答により、請求者はA社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額をそれぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②及び⑤並びに請求期間⑦から⑩までの訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与額 に見合う 標準賞与額	保険料控除額 に見合う 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条 本文により 認定される 標準賞与額	
①	平成15年7月	平成15年7月16日	37万円	36万7,000円	36万7,000円	37万円
②	平成15年12月	平成15年12月15日	35万円	34万7,000円	34万7,000円	35万円
③	平成18年12月	平成18年12月15日	35万円	35万5,000円	35万円	
④	平成19年7月	平成19年7月13日	35万円	35万5,000円	35万円	
⑤	平成19年12月	平成19年12月17日	35万円	34万3,000円	34万3,000円	35万円
⑥	平成20年7月	平成20年7月15日	35万円	34万3,000円	34万3,000円	
⑦	平成20年12月	平成20年12月15日	35万円	33万3,000円	33万3,000円	35万円
⑧	平成21年7月	平成21年7月16日	30万円	28万5,000円	28万5,000円	30万円
⑨	平成21年12月	平成21年12月15日	30万円	27万6,000円	27万6,000円	30万円
⑩	平成22年7月	平成22年7月15日	30万円	27万6,000円	27万6,000円	30万円
⑪	平成22年12月	平成22年12月16日	30万円	26万8,000円	26万8,000円	30万円